

「訪問看護ステーションの出張所の取扱いについて」

1 指定基準

訪問看護ステーションの指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として訪問看護ステーションに含めて指定することができる取り扱いとする。

(1) 一体的なサービス提供の単位としての出張所の要件

- ア 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- オ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

(2) 人員配置

主たる事業所及びその出張所全体で看護職員（保健師、看護師又は准看護師）の常勤換算の合計が、2.5以上の人員配置とする。

【参考】

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日 規則第141号）
第12条
看護職員 常勤換算方法で2.5以上
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日付24福保高介第1882号）
第3の3の1の(1)の①のニ
出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

(3) 設備基準

出張所の設備基準

ア 事務室

事業の運営に必要な広さを有する専用のもの

イ 訪問看護事業の提供に必要な設備及び備品

(ア) 感染症予防に必要な設備（手指洗浄の場所、手指消毒備品等）

(イ) 個人情報に関する文書等を管理するための鍵付書庫等

【参考】

○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日 条例第111号）

○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日付24福保高介第1882号）

(4) 設置場所

東京都内（八王子市内を除く。）

(5) 出張所を設置する場合の留意点

ア 管理者は、定期的に出張所を訪問し、(1) から (4) の要件を満たすよう管理を徹底すること。

イ 管理者は、出張所従業者と「訪問看護計画」の内容について情報を共有し、必要があれば見直しをするなど適切な対応をすること。

ウ 管理者は、出張所従業者からサービス実施状況を報告させ把握するとともに、適切な指導をすること。

2 設置の届出及び必要書類

出張所設置後10日以内に変更届出及び加算に関する届出を行うこと。

(1) 変更届出書に次の書式を添付すること。

ア (付表3-2) 主な事業所の所在地以外の場所で、当該事業所の一部として使用される事業所に係る記載事項

イ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(ア) 主たる事業所分に出張所勤務者も記載

(イ) 出張所用

ウ 図面及び写真

- エ 運営規程（出張所の住所等が記載されたもの。）
- オ 個人情報の管理及び衛生材料等の保管状況届出（任意の書式）
- カ 出張所設置の理由書（任意の書式）
- キ 出張所設置に係る誓約書（別紙様式）

（注）法人により定款及登記の変更が必要な場合があり、この場合は、変更後の登記簿謄本を添付すること。

（２）加算に関する届出

（加算様式３－２）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

○ 変更届・加算届の掲載先

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/4_houkan.html

- 》東京都介護サービス情報 東京都福祉保健局
- 》指定後の届出・手続き・通知等

３ 加算及び加算時期

特別地域加算は、新規届出項目に当たるため、算定開始日は、届出日が１５日までの場合は翌月１日からとし、１６日以降月末までの場合は翌々月１日からとする。

問合せ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当
電話（直通）０３－５３２０－４１７５

変更届等提出先

〒１６３－０７１８
東京都新宿区西新宿二丁目７番１号小田急第一生命ビル１８階
（公財）東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室
電話 ０３－３３４４－８５１７